

令和元年5月27日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16692

研究課題名(和文)非対称戦争における戦争倫理の研究 戦争規則違反の構造的要因と「戦争のジレンマ」

研究課題名(英文)Ethics in Asymmetric Warfare: Jus in Bello Violations and the "Dilemmas of War"

研究代表者

松元 雅和 (Matsumoto, Masakazu)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：00528929

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、非対称戦争を「戦争のジレンマ」状況にあるものとして位置づけ、非戦闘員保護(区別)原理の違反の是非をめぐり、そこにおいて要請される戦争倫理を解明することである。その成果として、1)非対称戦争における戦争規則違反の要因に関して、どこまで意識的/構造的に特定されているかを文献的に精査した。2)弱者の戦争規則違反のありうる免罪理由とその是非を、「勝ち目への権利」論と「最高度緊急事態」論に照らして分析・評価した。3)研究の総括として、非対称戦争の構造的側面を注視してもなお、必要性の観点から非戦闘員保護(区別)原理に根本的な変更を加える決定的な理由は見出せないとの結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果は学内外に対して以下のような意義をもつと考える。1)学術的意義として、非対称戦争が構造的に抱えている「戦争のジレンマ」状況については、国内外でもまだほとんど体系的には解明されていないなか、伝統的に国家間戦争を前提としてきた戦争倫理学の専門知をアップデートし、今世紀の紛争に則した戦争倫理を発展させることができた。2)社会的意義として、今後の日本では、非対称戦争として特定される紛争地域における自衛隊の活動が現実的になる可能性があり、従来の戦争倫理を今日の新たな時代状況に則して修正・適用することで、喫緊の政策課題に対して応答する、応用研究としての戦争倫理学の基盤を確立することができた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to interpret asymmetric warfare as being caught in the "dilemmas of war" situation and to elucidate the ethics of war required for evaluating the violations of the non-combatant immunity (discrimination) principle. The results are as follows: 1) I scrutinized whether and how the previous studies have dealt with the intentional or structural causes of jus in bello violations in asymmetric warfare. 2) I analyzed and evaluated the possible reasons for jus in bello violations by the weak side in light of the "right to fighting chance" argument and the "supreme emergency" argument. 3) I concluded that even bearing the structural aspect of asymmetric warfare in mind, we still do not find a good reason to change fundamentally the non-combatant immunity (discrimination) principle with respect to the consideration of necessity.

研究分野：政治哲学、政治理論、応用倫理学

キーワード：戦争倫理学 非対称戦争 戦争のジレンマ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

今世紀に入ってから、武力紛争において「新しい戦争」(M. Kaldor)とも呼ばれる非対称戦争が増加している。「非対称戦争」(asymmetric war)とは、資源や能力に恵まれた大国(以下交戦者(大)とする)と、恵まれない小国や非国家集団(以下交戦者(小)とする)が行う戦争のことである。従来の国家間戦争と比較すると、非対称戦争においては、資源や能力の格差を背景として、小規模の戦闘が不特定地域において長期にわたり継続するという特徴をもつ。9.11以降の一連の対テロ戦争、チェチェン紛争、対IS(イスラム国)戦争などが、この種の戦争の典型例として捉えられる。

非対称戦争は構造的に、従来の戦争規則、とりわけ、戦闘行為において一般市民を決して意図的な攻撃の対象としてはならないことを規定する、交戦法規(jus in bello)における「非戦闘員保護(区別)」原理の違反を伴いやすい。一方で交戦者(小)は、交戦者(大)に対して効果的に戦闘を行うために、テロリズム、誘拐・人質、「人間の盾」のような、戦争規則に反する手段に訴える可能性がある。他方で交戦者(大)もまた、紛争地域や紛争当事者が明確に定義できない状況下で戦闘行為に踏み込めば、一般市民の付帯被害を生じさせざるをえない。

こうした現状を踏まえて、戦争倫理学者は現在、国家間戦争を前提としてきた従来の戦争規則を、今日の戦争の実態に合わせて修正・緩和する必要があるかどうかをめぐって、活発な議論を交えている。しかしながら私見では、こうした先行研究は、非対称戦争において戦争規則違反が生じやすいことの構造的課題性を十分に捉えていない。その結果現状では、単に交戦者の双方が、戦争規則を意識的に遵守しないことが問題であるとの視点から脱していない。

申請者はこれまで、正義論・平和主義を中心とする戦争倫理学の研究に従事してきた。こうした研究を実施するなかで、副次的に明らかになった点とは、部分的遵守として特徴づけられる非理想状態が、武力紛争において顕著に生じやすいことである。そこでは、交戦者の双方が自身の正しい(と信じる)戦争目的のために、意図的に不正な戦争手段に訴えがちである。とりわけ非対称戦争においては、部分的遵守の事態が構造的に引き起こされる。なぜなら、資源や能力においてはじめから非対称な当事者が同一の戦争規則に服するならば、交戦者(大)が交戦者(小)を軍事的に圧倒することは容易に予測できるからである。

以上の構造的課題を倫理的に分析・評価するためには、非対称戦争を、戦争目的と戦争手段が相反する、M. Walzerが言うところの「戦争のジレンマ」状況にあるものとして位置づける必要がある。すなわち非対称戦争とは、戦争の勝利のためならば一般市民を巻き込むような戦闘行為も辞さない、いわゆる「最高度緊急事態」(supreme emergency)が恒常的に生じている状態であると理解されるのだ。こうして、「戦争のジレンマ」に関する知見を適用することが、非対称戦争における戦争倫理の探求にあたっても有望であるとの着想に至った。

2. 研究の目的

そこで本研究は、非対称戦争を「戦争のジレンマ」状況にあるものとして位置づけ、非戦闘員保護(区別)原理の違反の是非をめぐり、そこにおいて要請される戦争倫理を解明することを目的とした。具体的には、以下の研究課題を三年間にわたって段階的に実施した。

(1) 非対称戦争の構造的特殊性を「戦争のジレンマ」として特定する：従来の国家間戦争と比較しながら、非対称戦争における戦争規則違反の実態を把握し、それが戦争目的と戦争手段の相反という構造的要因に由来することを解明する。

(2) 「戦争のジレンマ」状況において要請される戦争倫理を構築する：戦争規則違反のありうる免責理由の妥当性を検証しつつ、部分的遵守の事態を念頭に置いた戦争倫理を論証し、それを今世紀の非対称戦争に適用する。

3. 研究の方法

本研究では、今世紀の非対称戦争において要請される戦争倫理の解明を、以下二段階にわたって解明した。

第一の段階は、本研究における予備的調査として、(1)従来の国家間戦争と比較しながら、非対称戦争における戦争規則違反の実態を把握し、それが戦争目的と戦争手段の相反という構造的要因に由来することを解明することである。具体的には、

(1)-1 非対称戦争における戦争規則違反の実態とその要因を特定する：Amnesty International、Human Rights Watch等、各種の国際機関・報道機関が報告する調査資料に基づき、非戦闘員保護(保護)原理の遵守/不遵守状況を確認し、とくに今世紀以降に生じている非対称戦争とその紛争被害を把握する。

(1)-2 構造的要因としての「戦争のジレンマ」状況を理論化する：非対称戦争における戦争規則違反の要因に関して、どこまで意識的/構造的に特定されているかを文献的に精査し、先行研究に対する本研究の独自性を確立する。

第二の段階は、(2)戦争規則違反のありうる免責理由の妥当性を検証しつつ、非対称戦争における戦争倫理を構築することである。具体的には、

(2)-1 最高度緊急事態における戦争倫理の特殊性を解明する：「戦争のジレンマ」状況における戦争倫理の一例として、Walzer の議論を分析対象としながら、最高度緊急事態において非戦闘員保護（区別）原理の違反が免責される余地を検証する。

(2)-2 非対称戦争における戦争規則違反の免責理由とその是非を検討する：M. Gross の「勝ち目への権利」論を精査し、それが交戦者（小）による戦争規則違反の免責理由として妥当するかを必要性の観点から検証する。

(2)-3 部分的遵守の事態を念頭に置いた戦争倫理を論証し、非対称戦争に適用する：以上の研究成果を踏まえて、戦争規則違反を構造的に伴いやすい非対称戦争において、どのような戦争倫理が要請されるかを検討する。

4. 研究成果

28年度は、本研究における予備的調査として、従来の国家間戦争と比較しながら、非対称戦争における戦争規則違反の実態を把握し、それが戦争目的と戦争手段の相反という構造的要因に由来することを解明した。具体的には、各種の国際機関・報道機関が報告する調査資料に基づき、非戦闘員保護（保護）原理の遵守／不遵守状況を確認し、とくに今世紀以降に生じている非対称戦争とその紛争被害を把握した。また、先行研究のレビューに基づき、非対称戦争における戦争規則違反の要因に関して、どこまで意識的／構造的に特定されているかを文献的に精査した。その成果の一端として、1)「カタストロフィとしての戦争 正戦論における比例性原理の検討」『立命館言語文化研究』28巻1号（2016年9月）、151-169頁では、戦争の諸々の正当原因を、正当防衛と刑罰の観点から列挙・整理しつつ、マクロ比例性原理における戦争肯定と戦争否定の閾値を考察した。2)「平和主義の論理と倫理 アポリア構造とその打開？」平和主義研究会（2017年3月11日）では、行為と事態、目的と手段、戦略と道徳の三つのジレンマ構造から平和主義の戦争倫理学的特質を解明した。

29年度は、戦争規則違反のありうる免責理由の妥当性を検証しつつ、非対称戦争における戦争倫理を構築することに着手した。具体的には、「戦争のジレンマ」状況における戦争倫理の一例として、Walzer の議論を分析対象としながら、最高度緊急事態において非戦闘員保護（区別）原理の違反が免責される余地を検証した。その成果の一端として、1)「テロと戦う論理と倫理」『論究ジュリスト』17号（2017年4月）では、テロリズムおよびテロとの戦いの特質とその是非に関して、権利論および功利主義の観点から倫理的に分析した。2) "Ethics in Asymmetric Warfare: Why War Conventions Are Regularly Violated?" Athens Institute for Education and Research, 15th Annual International Conference on Politics & International Studies (Titania Hotel, Greece), 12 June, 2017 では、非対称戦争において交戦者（小）が非戦闘員保護（区別）原理に違反することのありうる免罪理由とその是非を、必要性の観点に基づく「勝ち目への権利」論と「最高度緊急事態」論に照らして分析・評価した。3)「規範研究における実証研究の役立て方 反照的均衡を中心に」『政治思想研究』17号（2017年5月）98-123頁では、本研究課題である戦争倫理学も含む規範研究一般の方法論的特徴を、特に実証研究との接点に注目しつつ明らかにした。

30年度は、戦争規則違反のありうる免責理由の妥当性を検証しつつ、部分的遵守の事態を念頭に置いた戦争倫理を論証し、それを今世紀の非対称戦争に適用した。具体的には、1)「弱者の最後の武器？ 非対称戦争における戦争倫理」グローバルジャスティス研究会（早稲田大学、2018年7月1日）では、非対称戦争において交戦者（小）が訴える戦争規則違反を道徳的に免罪しうる余地について検討し、非対称戦争の構造的側面を注視してもなお、必要性の観点から区別（非戦闘員保護）原理に根本的な変更を加える決定的な理由は見出せないとの結論を得た。(2)「ロールズと倫理学方法論」『ロールズを読む』(ナカニシヤ出版、2018年10月) 27-49頁では、倫理学・政治哲学方法論としてロールズの反照的均衡を精査し、併せて狭い／広い均衡の概念的区別や科学方法論との異同を解明した。なお、研究期間全体を通じて実施した研究の最終成果は、「弱者の最後の武器？ 非対称戦争における戦争倫理」(仮題)として、2019年度中に国内学術雑誌より刊行予定である。

以上の三ヶ年度にわたる研究成果は、学内外に対して以下のような意義をもつと考える。1) 学術的意義として、非対称戦争が構造的に抱えている「戦争のジレンマ」状況については、国内外でもまだほとんど体系的には解明されていないなか、伝統的に国家間戦争を前提としてきた戦争倫理学の専門知をアップデートし、今世紀の紛争に則した戦争倫理を発展させることができた。2) 社会的意義として、今後の日本では、非対称戦争として特定される紛争地域における自衛隊の活動が現実的になる可能性があり、従来の戦争倫理を今日の新たな時代状況に則して修正・適用することで、喫緊の政策課題に対して応答する、応用研究としての戦争倫理学の基盤を確立することができた。また、これらの知見を国内の指導的な学会誌に掲載するとともに、複数の国際会議において公表できたことも本研究の大きな成果であった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5 件)

松元雅和、テロと戦う論理と倫理、論究ジュリスト、査読無、21号、2017、35-40

松元雅和、規範研究における実証研究の役立て方 反照的均衡を中心に、政治思想研究、査読無、17号、2017、98-123

松元雅和、分析系政治哲学における親科学的傾向？ 反照的均衡とその行方、ニュクス、査読無、4号、2017、208-219

松元雅和、政治的悪の規範理論的分析 政治的リアリズムを中心に、法学論集、査読無、66巻1号、2016、98-119

松元雅和、カタストロフィとしての戦争 正戦論における比例性原理の検討、立命館言語文化研究、査読無、28巻1号、2016、151-169

[学会発表](計 5 件)

松元雅和、弱者の最後の武器？ 非対称戦争における戦争倫理、グローバルジャスティス研究会、2018年7月1日、早稲田大学(東京)

Masakazu Matsumoto、Ethics in Asymmetric Warfare: Why War Conventions Are Regularly Violated?、15th Annual International Conference on Politics & International Studies、2017.6.12、Titania Athens Hotel (Greece)

Masakazu Matsumoto、Trust, Deception, and the Myth of the Rational Voter、CAPE Workshop: Diversity and Trust、2017.10.22、Kyoto University (Kyoto)

松元雅和、平和主義の論理と倫理 アポリア構造とその打開?、平和主義研究会、2017年3月11日、立命館大学(大阪)

松元雅和、規範研究における実証研究の役立て方 反照的均衡を中心に、政治思想学会、2016年5月28日、名古屋大学(愛知)

[図書](計 3 件)

松元雅和、井上彰編、世界思想社、人口問題の正義論(序章「人口問題の正義論 研究動向の道案内」、第4章「人口抑制の道徳的是非」)、2019、264(1-27、93-110)

松元雅和ほか、ナカニシヤ出版、ルールズを読む(第2章「ルールズと倫理学方法論」)、2018、364(27-49)

松元雅和ほか、晃洋書房、政府の政治理論 思想と実践(第10章「多文化主義と政府 政府の中立性の観点から」)、2017、250(166-179)

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。